

高圧ガス事業者の皆様へ ～適切な管理をお願いします～

高圧ガスの製造・貯蔵・販売・消費等、高圧ガスの取扱い形態に応じて、それぞれ必要となる手続きや守っていただく事項があります。

ここでは、高圧ガスを消費する事業者が、事業開始後に必要となる手続きや継続的に守っていただく内容の一部を掲載しています。ご参照のうえ、適切な管理をお願いします。



消費する者（消費者）

法：高圧ガス保安法

No.	項目	時期	必要な対応	備考
1	事業の承継	・譲渡、相続、合併又は分割となった場合。	・承継者は承継の手続きが必要となりますので、承継者にその旨を伝えてください。(被承継者は手続き不要です。)	法第24条の2
2	消費施設の変更	・施設の位置・構造・設備を変更する場合。 ・消費する特定高圧ガスの種類や消費の方法を変更する場合。	・変更手続きが必要となる場合がありますので、事前に窓口あて連絡ください。	法第24条の4
3	施設の廃止	・消費を廃止した場合。	・廃止の手続きが必要となります。	法第24条の4
4	保安教育	・随時	・従業員に対し、取り扱う高圧ガスに応じた保安教育を実施し、その記録を保存してください。 【参考図書】 保安教育計画の指針（高圧ガス保安協会）	法第27条
5	取扱主任者の選任／解任	・取扱主任者が選任／解任された場合。	・選任／解任された場合は、その旨の手続きが必要となります。	法第28条
6	定期自主検査	・定期（1年周期）	・定期自主検査を実施し、記録を作成、保存する必要があります。	法第35条の2
7	火気等の制限	・常時	・事業者が指定する場所で火気を取り扱うことはできません。 ・事業者の承諾を得ないで発火しやすいものを携帯して火気制限場所に立ち入ることはできません。 ★事業者が主体となって管理する必要があります。	法第37条

No.	項目	時期	必要な対応	備考
8	事故発生の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスに係る災害が発生した場合。 ・高圧ガス／容器を喪失又は盗まれた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに事故発生の届出が必要となります。 	法第63条
9	代表者等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者、本社所在地等の変更があった場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後、遅滞なく届出が必要となります。 	千葉県高圧ガス保安法施行細則第19条

高圧ガスに関する窓口

<p>【所在地・連絡先】</p> <p>〒260-0854 千葉県中央区長洲1-2-1 セーフティちば4階</p> <p>千葉県消防局予防部指導課保安係 電話：043-202-1672 FAX：043-202-1679 E-mail：shidoho@city.chiba.lg.jp</p>	<p>【手続き方法】</p>  <p>消費</p>
<p>お越しの際は事前にご連絡ください。</p>	<p>【電子申請】</p>  <p>手数料なし</p>